（仮称）富津市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子

犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

富津市総務部防災安全課

1　条例制定の背景

誰もがある日突然、予期せぬ犯罪に巻きこまれ、被害者やその家族（犯罪被害者等）となってしまう可能性があります。犯罪に巻き込まれた犯罪被害者等は、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、その後の精神的な苦痛や経済的な損失など、二次的な被害に苦しめられることも少なくありません。

このことに対処するため、国では、犯罪被害者等に対する支援を目的として、平成１６年１２月に「犯罪被害者等基本法」が制定されました。

千葉県においても令和３年3月に「千葉県犯罪被害者等支援条例」が制定され、社会全体で犯罪被害者等を支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指しています。

そのような近年の動向を受け、各自治体においても、条例を制定して、犯罪被害者等支援に取り組んでいる自治体が増えており、本市としても犯罪被害者等に対し寄り添った施策を講じていくため、「（仮称）富津市犯罪被害者等支援条例」を制定するものです。

2　条例の目的

　この条例は、市における犯罪被害者等の支援に関し、基本的理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等への支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図り、もって市民等が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

3　定義

（1）	市民	住民基本台帳に記載されている者又は１年以上市内に生活の本拠があると市長が認めた者
（2）	市民等	市民並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
（3）	犯罪行為	日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為
（4）	犯罪行為等	犯罪行為及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
（5）	犯罪被害者等	犯罪行為等により害を被った者及びその家族又は遺族
（6）	二次的被害	犯罪行為等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害
（7）	再被害	犯罪被害者等が当該犯罪行為等の加害者から再び受ける生命、身体、財産等の被害
（8）	関係機関等	国、千葉県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するもの

4　基本理念

（１）犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況、生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとします。

（２）犯罪被害者等への支援は、二次的被害及び再被害の発生の防止に配慮して行うとともに、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行わなければならないものとします。

5　市の責務、市民等の責務、市民等の理解の推進

1　市の責務

（１）市は、本条例の基本理念にのっとり、犯罪被害者等を支援するための施策を実施するものとします。

（２）市は、犯罪被害者等を支援するための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携を図るものとします。

2　市民等の責務

市民等は、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとします。

3　市民等の理解の推進

市は、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性等について、市民等の理解を深めるとともに、犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないよう、啓発活動等の必要な施策を講ずるものとします。

６　相談及び情報の提供等

　市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとします。

7　見舞金等の支給

１　見舞金等の支給

市は、犯罪行為により死亡し、若しくは傷害を受けた者又はその遺族のうち、警察署長に被害届を提出していること等により犯罪行為による害を被ったことが確認できる者に対し、見舞金等を支給するものとします。

２　見舞金等の種類及び対象者

当該犯罪行為が行われた時に市民であった者を見舞金等の支給対象とします。

（１）傷害見舞金	犯罪行為により傷害を受けた者
（２）遺族見舞金	犯罪行為により死亡した者の第１順位遺族
（３）転居費用の助成	当該犯罪行為の被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難となったと市長が認めた者（犯罪行為により死亡した者の第１順位遺族を含む。）

7　見舞金等の支給

３　遺族の範囲

（１）被害者の配偶者

※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づきパートナーシップの関係が証明された者を含みます。

（２）被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

（３）（２）に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

４　支給順位

３の（１）から（３）の順に支給し、（２）及び（３）に掲げる者のうちにあっては、当該掲げる者の順に支給します。

なお、遺族見舞金の支給を受けることができる同順位の遺族が２人以上いる場合には、遺族の代表者を選任し、その遺族の代表者が遺族見舞金の申請、請求及び受領についての支給対象者となるものとします。

7　見舞金等の支給

５　見舞金等の支給制限

市は、以下の事項に該当する場合は、見舞金等を支給しないものとします。

（１）犯罪行為が行われた時において、被害者又は第１順位遺族と加害者との間に親族関係があるとき。

（２）犯罪行為による被害について、被害者又は第１順位遺族にもその責めに帰すべき行為があったとき。

（３）（１）及び（２）に掲げるもののほか、見舞金等を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（４）当該犯罪行為につき、被害者又は第１順位遺族が他の市区町村から見舞金又は見舞金と同種のものの支給を受けていたとき。

7　見舞金等の支給

６　見舞金等の額

（１）傷害見舞金

全治１月以上３月未満　５万円

全治３月以上　　10万円

（２）遺族見舞金　　30万円

※既に傷害見舞金の支給を受けた被害者が、支給の原因となった犯罪行為により死亡した場合は、当該傷害見舞金との差額を支給します。

（３）転居費用の助成の額

当該犯罪行為による被害が発生した以降に要した、引っ越しに係る運送費用、荷造り等のサービスに係る費用及びその他市長が転居のために必要と認める費用の合計額とし、５万円を限度とします。

８　支援の制限

　市は、犯罪被害者等が当該犯罪行為等を誘発したとき又は犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、当該犯罪被害者等の支援を行わないものとします。

９　条例制定のスケジュール

令和６年１２月　　パブリックコメント手続きの実施

令和７年　２月　　令和７年３月富津市議会定例会へ条例案を上程

令和７年　４月　　条例施行